

弊社「システム利用規程」の改正のお知らせ

弊社システム利用規程の一部改正について、令和5年1月18日に改正、令和5年1月25日に施行することを予定しておりますので、お知らせいたします。

この改正は、国土交通省港湾局が管理・運営する「サイバーポート」との連携の一環として、港湾統計に係る調査（港湾調査）の電子化を推進し、港湾統計に係る業務の効率化を図るため、港湾調査に活用できる NACCS データの一部をサイバーポートを介して港湾管理者にデータ連携することを開始することに伴い、所要の見直しを行うこととしたものです。

※(参考)港湾調査

・港湾調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である港湾統計を作成するための調査）として、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として調査を行っています。

【国土交通省 HP】<https://www.mlit.go.jp/k-toukei/kouwan.html>

【改正内容のポイント】

① 連携するデータの内容は以下のとおりです。

- ・船舶情報：入出港届及び係留施設等使用許可申請に係る情報
- ・貨物情報：現在「港湾統計データ配信サービス」において提供している輸入貨物・輸出貨物・仮陸揚貨物データと同等の情報

※港湾調査の調査項目に関係する内容に限って連携します。

②連携データは、サイバーポートを介して港湾管理者に対して連携し、港湾管理者が、統計法等の規定を遵守した上で、必要に応じ、調査票作成に必要なデータを、サイバーポートを通じて調査票作成者（＝調査票報告者）に提供することになります。

③連携データについて、サイバーポートの画面上、調査票報告者が港湾管理者から報告を義務付けられた貨物情報のみ参照されます。また、利用者様の社名等は表示されません。

現行のシステム利用規程第 14 条に基づき、NACCS に入力して税関長に申告等を行った事項のうち、港湾統計用輸入貨物・輸出貨物・仮陸揚貨物データに係る事項を港湾調査に使用することに同意いただいている船会社様又は船舶代理店様におかれましては、今回の改正により、改正後のシステム利用規程第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づき、従来の港湾管理者に加えてサイバーポートを介したデータ連携についても同意をいただくかたちになりますので、ご了承をお願いします。（仮に同意できないご事情等がございましたら、下記ご連絡先までお願いします。）

【お問合せ連絡先】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

システム企画部調整課 小原・藤澤

Tel:03-6732-6150

E-mail: cp-naccs@naccs.jp